

第14章 自己点検・評価

目 的

教育・研究水準を維持・向上させるために、外部評価、評価委員会による評価結果を含め、組織や活動についての点検・評価を不断に行い、問題点を改善していくことを目的とし、自己点検・評価全体のプロセスが改革のために必要なツールとして機能するよう計画的に実施する。報告書の作成にあたっては図表など根拠に基づく報告書を作成するとともに、「年度計画書」のような予算のプロセスのみならず、FDやデータベース作成などの作業も自己点検・評価のプロセスに連動させる。そして、機関別認証評価及び専門分野別認証評価へ大学全体の点検・評価プロセスを通して対応する。また、全学的な視点での自己点検・評価を体系的に行う仕組みを構築し、個々の取組みを大学全体で共有し、他大学にはない活力を見出していく。

1 自己点検・評価

1. 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

(1) 現 状

ア 現 状

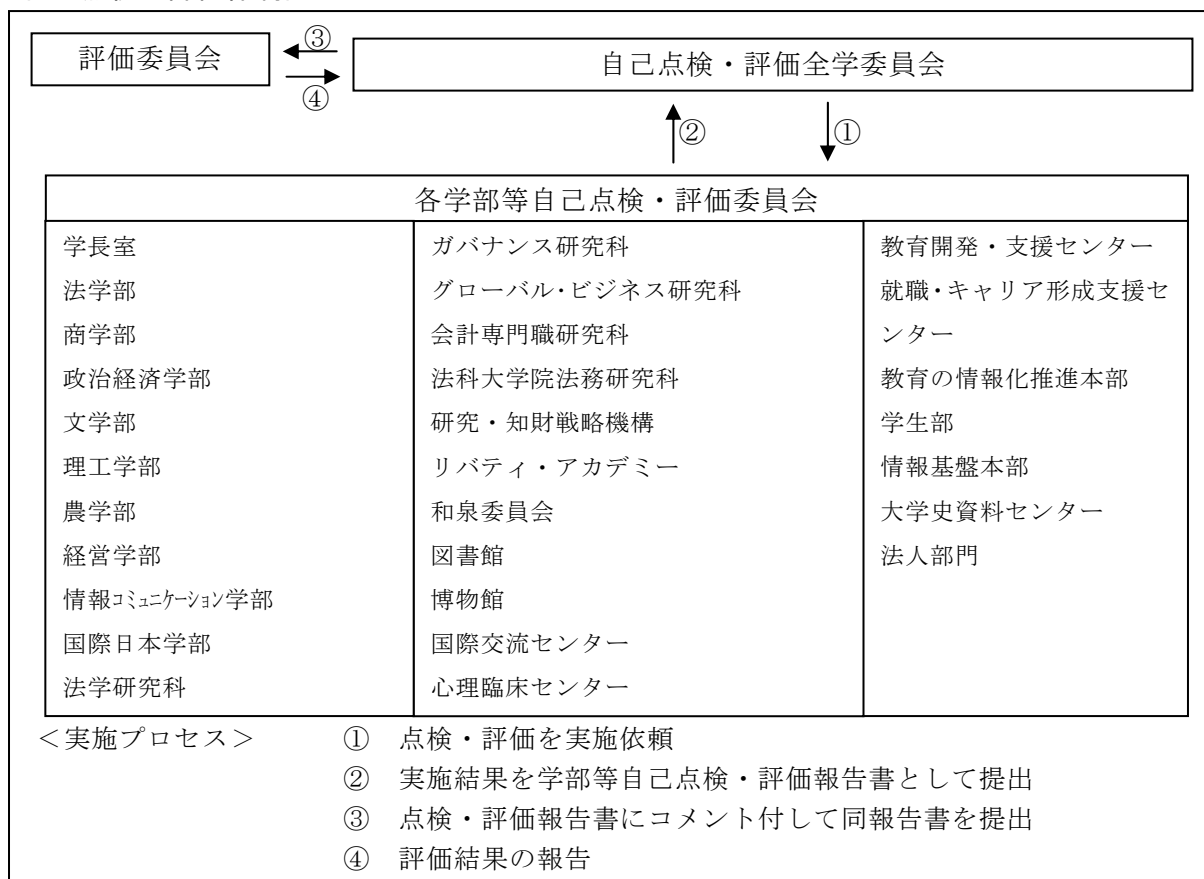
本学での自己点検・評価を恒常的に行うための制度は、1991年大学設置基準の改正を受け、いち早く自己点検・評価の実施を学則に明記したことに始まる。その後、教学及び法人を含めた「学校法人明治大学自己点検・評価基本規程」等関連規程を整備し、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得た。以来、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において自己点検・評価を実施し、教学自己点検・評価委員会及び法人自己点検・評価委員会がそれぞれの報告書を取りまとめ、総長を委員長とした自己点検・評価基本委員会で審議し、基本委員会見解を付して明治大学自己点検・評価報告書及び学部等自己点検・評価報告書は学内外に公開し、学校法人明治大学自己点検・評価報告書は学内資料とし、改善に資するよう活用してきた。

2003年度からは、学校教育法、同施行令及び同施行規則に自己点検・評価の実施と結果の公表、及び認証評価機関による認証評価の実施が明記されたことに伴い、認証評価機関に認定された大学基準協会の点検・評価項目に従った自己点検・評価を実施している。また、2006年4月には、従来の自己点検・評価関連規程を廃止し、新たに「明治大学自己点検・評価規程」が施行された。これは、従来の総長を中心とした自己点検・評価体制を、2005年度からの総長制の廃止及び学校教育法の改正に伴う認証評価機関への認証評価申請の義務化により、本学の自己点検・評価を学則に定めるとおり、学長を中心とした大学全体としての総合的な自己点検・評価体制とするためのものであった。

この規程では、これまで総長のもとに統括されていた自己点検・評価のプロセスを学長のもとで実施するため、学長を委員長とする自己点検・評価全学委員会（以下、全学委員会）が設置されている。

本学の自己点検・評価実施体制図を以下に示す。

自己点検・評価体制図



各学部等委員会の自己点検・評価の結果に基づき、全学委員会は総合的な自己点検・評価を実施する。報告書の作成にあたっては編集ワーキンググループ（委員会）を設置し、全学的記述（大学全体として取り組んでいる事項の自己点検・評価）の作成や各学部等の記述形式等の点検を行っている。また、全学委員会が実施した総合的な自己点検・評価の結果を評価するため、理事長を委員長とする評価委員会が設置されている。

評価委員会は自己点検・評価のプロセスに実効性をもたせるため、全学委員会から提出される自己点検・評価報告書を第三者的視点から評価し、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。

2006 年度報告書の作成にあたっては、評価委員会からの指摘された次の点について取り組んだ。

- ① 評価委員会用報告書概要を作成し、これまでとは異なる様式とし、分かりやすいものにする。
- ② 大学全体の評価を見えやすくすること。

具体的な取組みとして、報告書の形態を次の 4 部構成とし、大幅な変更を行った。

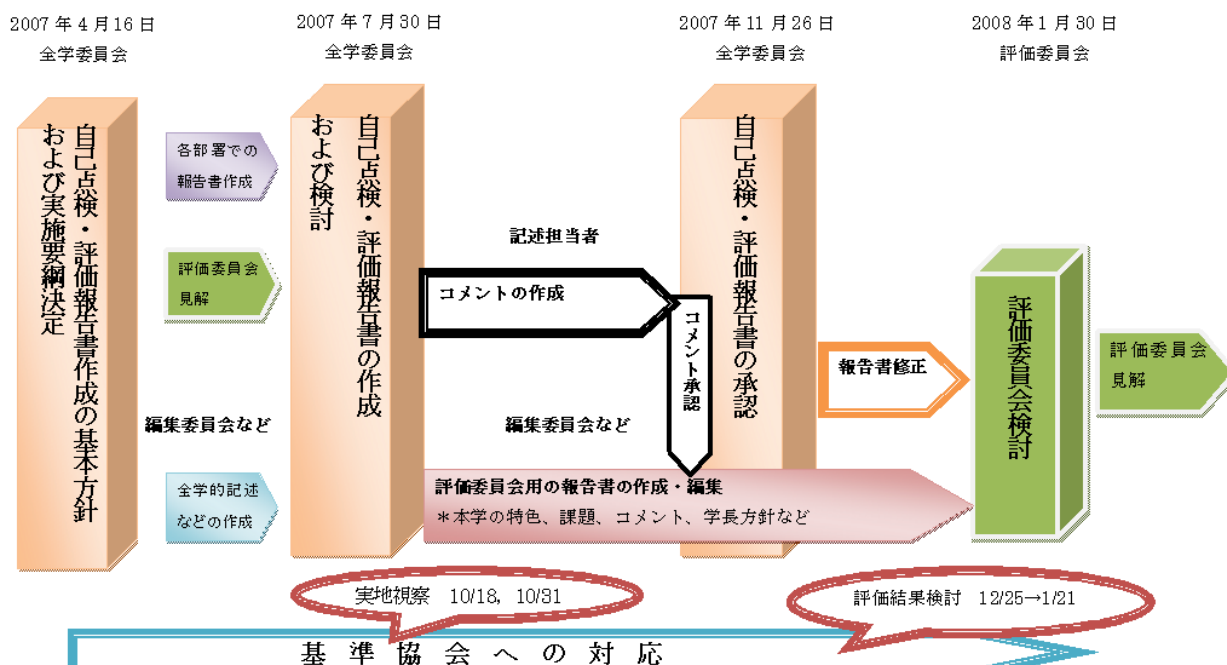
- 第 1 部 評価委員会用報告書概要（本学の特色・課題・改善への方向性）
- 第 2 部 全学委員会のコメント（第 1 章～第 15 章に対する評価）
- 第 3 部 全学的記述書
- 第 4 部 学部等自己点検・評価報告書

認証評価機関に提出する報告書とは異なる形式となったが、大学全体の評価を集約し

全学報告書

たことにより、課題と改善方策がより明確となり、評価者の作業に効率性が向上し、改革に対する提言が行いやすくなった。これらの作業は以下のようなスケジュールにより実施した。

2007年度 自己点検・評価実施スケジュール



2006年度報告書の作成（2007年度の実施）は、認証評価機関である大学基準協会への対応（実地視察等）と並行して学内での自己点検・評価のプロセスを進めたため、かなりの労力を要したが、2008年1月に評価委員会を開催し、全学委員会が作成した自己点検・評価報告書に対する評価が行われ、点検・評価プロセスをすべて予定通り行った。

また大学基準協会の実地視察は、2007年10月18日（木）に生田キャンパス、10月31日（水）に和泉及び駿河台キャンパスで行われた。実地視察は全学及び各学部・研究科を対象に、大学基準協会の評価委員によって施設・設備の見学、授業参観、学生インタビュー、面談調査が行われ、特に面談調査では、2007年4月に提出した1000ページを超える『明治大学自己点検・評価報告書』に基づき大学基準協会の評価委員が作成した「分科会報告書（案）」及び「質問事項」に沿って、全学及び各学部・研究科の分科会ごとに質疑応答が約2時間にわたり行われ、100名以上の教職員が対応にあたった。その後、大学基準協会が作成する「評価結果」に対する確認や意見申立のやり取りが行われ、2008年3月19日に「大学基準に適合している」という「認証評価結果」を得た。その際、勧告事項は無かった。

この他、認証評価申請を行うにあたり、自己点検・評価全体のプロセスとして対応するため、『明治大学自己点検・評価規程』第4条8項に基づき、その手続きを次のように定めた（2007年11月26日開催 2007年度第3回全学委員会承認）。

- 専門分野別認証評価の申請及び申請内容について、学長の下に設置されている明治大学自己点検・評価全学委員会の審議了承を得ることとする。

○認証評価は、自己点検・評価を基礎とすることから、研究科で独自に行っている自己点検・評価についても、全学委員会の下で承認を得ることとする。

イ 長 所

点検・評価を恒常的に行うために、学則、大学院学則、法科大学院学則及び専門職大学院学則、それぞれに定めていることに加え、2006年4月に従来の規程を廃止し、新たに「明治大学自己点検・評価規程」を施行させ、自己点検・評価を制度として推進している。また、この活動は1997年に大学基準協会の相互評価認定を得て以来、毎年度継続して実施されている。

評価委員会により作成される評価結果においても、「明治大学自己点検・評価規程」第17条に定める「理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。」という事項に対する提言を行なうようになり、改革に実行性を持たせることとなった。

ウ 問 題 点

2005年度に受理した評価委員会報告のうち、2006年度報告書では、次の2点については十分な検討を行なうことができなかった。

○ 大学の理念・目標をはじめとして、情報をもっと外部に発信することが必要であり、企業に比べて大学の努力は低いともいえる。学生や父母、卒業生、一般社会等多くのステークホルダーに対して、大学がどのような方針を持って、何をしようとしているのかを目に見える形で示すことが不可欠である。特に本学は、個々にすばらしい教育・研究の成果や取組みがあるにもかかわらず、全体としてプレゼンテーション能力が不足しており、学部単位での広報も含め全学的な広報について充実を図るべきである。

○ 認証評価申請を目的として作成されたこの報告書を、大学改革に活用していくことが重要である。点検・評価の結果を政策に反映させるために、評価委員会においても理解を深め、必要であれば予算化していくといったことについて検討を行う。

また、全学委員会の構成員に法科大学院及び専門職大学院各研究科からの選出がなされておらず、全学的な視点で自己点検・評価を実施するプロセスについても不十分であるといえる。

さらに各学部等委員会において、実際に改善・改革が行われてはいるものの自己点検・評価のプロセスとして意識されていないこと、また、自己点検・評価をもとにした改善・改革が行われていないこともあり、自己点検・評価のプロセスが、大学の教育研究活動に有機的につながっているとはいえない面もある。

(2) 問題点に関する改善方策

評価委員会をはじめとして、新たな自己点検・評価体制を定着させるとともに、自己点検・評価の結果が具体的な改善方策に生かされるよう、次の点について取り組む。

- ① 学長の教育・研究年度計画書に連動させるような方途などをさらに進める。
- ② 全学的な視点での自己点検・評価を体系的に行う仕組みを検討する。
- ③ 報告書の作成にあたっては、経年の変化を示す図表などを用い、根拠に基づく記述を行うことによって、ステークホルダーに対してわかりやすい報告書の作成を行う。
- ④ 認証評価結果について、助言として指摘された事項に加え、明確になった課題や問題点を大学の改善・改革に生かすよう活用を図る。

自己点検・評価活動は、「目的・目標→現状→評価→改善」のプロセスが基本であり、大学の理念・教育目標からはじめて、各学部・機関や各部署の理念や目的・目標は必須のものであるが、必ずしもそれが意識されていないこともある。日々の教育・研究活動であるルーティーンとしての現状を踏まえながら、目的・目標に基づいた評価と改善・改革への「取組み」の記述を行うには、日々の実践、改革、そして新たな提案の「取組み」に目を向けることが重要である。そのためには、前年度の自己点検・評価結果により明確となった問題点や改善方策を次年度の目的・目標に取り込むことにより、年間の達成状況を把握することを意識的に行う必要がある。その際には、各種委員会の議事録などを活用し、記述をより具体的にすることが大切である。また、自己点検・評価のプロセスに対する理解を深めるために学外の各種研修への参加を呼びかけるなどの啓蒙活動にも取り組む必要もある。年度計画書と自己点検・評価の項目を揃えていることがさらに定着し、今後は自己点検・評価の改善方針に基づいて年度計画書が作成されることが望まれる。

2 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

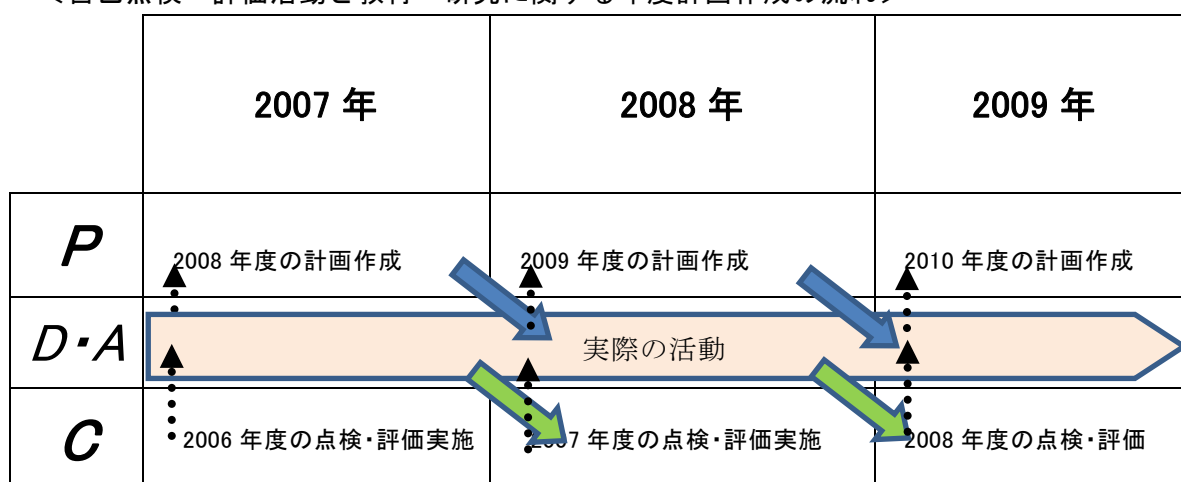
(1) 現 状

ア 現 状

自己点検・評価の結果は、「1997年大学基準協会相互評価認定」による「助言・勧告・参考意見」、教学委員会及び法人委員会で指摘された「問題点・将来へ向けての対応」等に対して、それぞれの当該機関・部署において改善・改革を図り、全学的な問題点・課題については、関連する機関・部署で改善・改革を図ってきた。

改善・改革に関し、必要な財源については、本学の予算審議過程において学長から理事長に提出される『教育・研究に関する年度計画書』の作成過程において、慎重な審議が行われる。その過程は次の通りである。

<自己点検・評価活動と教育・研究に関する年度計画作成の流れ>



(前年度の自己点検・評価結果が実際の活動と翌年度の計画に生かされていく。)

＜教育・研究年度計画書作成の流れ＞

| 日程 | 業務内容 |
|----|---|
| 4月 | 学長の下で政策の企画・立案・推進を行う，学長スタッフ会議により「作成スケジュール」「学長方針」の作成が合宿研修などを通じて行われる。 |
| 5月 | <p>教学課題の全学的な合意形成等を行う審議機関である学部長会において「作成スケジュール」「学長方針」の承認を得た後，各機関へ年度計画書等作成依頼</p> <p>[作成内容]</p> <p>①教育研究に関する「長期・中期計画書」</p> <p>学長が「教育・研究に関する年度計画書及び長期計画書」を作成するため（予算管理要領第4条1項関係）に各機関の長期（5年）・中期（3年）の計画を各機関長が作成する。</p> <p>②教育・研究に関する「単年度計画書」</p> <p>学長が「教育・研究に関する年度計画書及び長期計画書」を作成するために各機関の来年度の計画を各機関長が作成する。</p> <p>③教育・研究に関する「政策的計画の経費等一覧」</p> <p>教務担当理事が学長及び学務担当理事と予算の調整を行うため（予算管理要領第4条2項関係）に②の政策的計画の成果・効果及び必要経費の説明をおこなうため，各予算責任者が作成を行う。この一覧は各計画の概算費用が次に該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育・研究の政策等に係る計画1件50万円以上 ○機器・備品に係る計画1件100万円以上 ○施設・設備に係る計画1件300万円以上 |
| 7月 | <p>各機関から提出された「長・中期計画書」「単年度計画書」「政策的計画の経費等一覧」に対する，学長，教務理事，学務理事によるヒアリングを実施する。</p> <p>優先順位の高い政策的計画または重点項目の内容を検討し，「年度計画書の作成方針及び理事長への予算編成要望事項，並びに最終学長方針」を確定する。</p> |
| 9月 | 学部長会において「学長方針」「予算編成方針・要望」承認後，理事長へ提出する。 |

イ 問題点

学部や部署によっては，自己点検・評価委員会を既存の委員会や日常の取組みを強く意識して構成したり，執行部を中心に行うなど，実効性を持たせる工夫をこらしているところもあるが，まだ自己点検・評価委員が，他の教育・研究の活動と有機的につながらずに，単なる記述になってしまうところもある。このことから，2007年度の認証評価結果において「各学部・研究科の取組みについて温度差が見受けられ，記述の表現・体裁等が必ずしも一致していない部分がある」という指摘がなされた。現状・問題点の洗い出し，改革や改善案の検討，実行を行っていくことは，日々の作業で常になされていることであり，その活動を自己点検・評価のプロセスに表わすことが，逆に自己点検・評価プロセスを日々の改革・改善に生かすことにつながっていく。そのためには，理念・目標に従って，改革を行うことを意識化することが必要である。

自己点検・評価報告書の作成と年度計画書の作成が改善・改革を行うためのシステムとして制度化されていないため，2007年度の認証評価結果において「問題点と課題が明記され，計画も提示されているが，中期的な達成目標が無いため，今後はより具体的な計画を策定し，企画－実施－評価－改善のサイクルを形成することが望まれる」という指摘がなされた。

また、自己点検・評価報告書の作成において、統計結果からの検討がなされていない面もあり、2007年度の認証評価結果において、『自己点検・評価報告書』と『大学基礎データ』との間で数値に不整合が見受けられるので、この点についても改善が望まれるという指摘がなされた。

(2) 問題点に対する改善方策

認証評価機関から指摘された事項について、積極的に対応していくことは当然として、各学部・研究科など教育・研究の現場での改善や改革は、自己点検・評価プロセスとして意識し、それと連動した方が効果的であることを理解すべきである。そのためにも有効な自己点検・評価の方法を学内で研修することも必要である。また、自己点検・評価の前提となる教育理念などについても、その理念に基づいて何を具体的にを行うかということを常に意識化する必要がある。

大学の統計資料としては、単年度の活動を記録する『学事記録』また、経年変化を調査し、整理を行っている『概況資料集』が総務部によって作成されている。報告書作成の前提条件である統計結果については、基準協会が求める大学基礎データの作成を必要に応じて作成するとともに、これらの調査結果も活用ができるよう検討を行う。

2 自己点検・評価に対する学外者による検証

1. 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

(1) 現 状

ア 現 状

「明治大学自己点検・評価規程」により、理事長を委員長とする評価委員会が設置されている。評価委員会は、理事長、学長、理事長が指名する常勤理事 2 名、各学部長及び大学院長 9 名、理事長が指名する学識経験者 7 名の計 20 名で構成されている。

評価委員会は自己点検・評価のプロセスに実効性をもたせるため、全学委員会から提出される自己点検・評価報告書を第三者的視点から評価し、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。また、評価委員会からの評価結果は、当該年度の自己点検・評価報告書とともに大学ホームページに掲載し、学内外に公表している。

イ 問 題 点

新たな自己点検・評価体制としての実績はまだ十分でないため、評価委員会による評価結果の活用については、まだこれからの課題も多い。また自己点検・評価報告書も、外部の人にとって必ずしもわかりやすいものとは言えない。自己点検・評価のプロセスに、学生・卒業生や雇用主の意見を反映させるまでには至っていない。

(2) 問題点に対する改善方策

新たな自己点検・評価プロセスにおける、評価委員会及びそこで作成される評価報告書の内容が改革に生かせるように実効性を高める。またこのプロセスを検証しながら、将来的には学外有識者だけ等からなる純然たる外部評価委員会が必要かどうか検討する。

3 大学に対する社会的評価等

1. 大学・学部・大学院研究科の社会的評価の活用状況

(1) 現 状

ア 現 状

「1997年度大学基準協会相互評価認定」により社会的評価を受け、1997年度以降、毎年度恒常的な自己点検・評価活動を実施し、報告書を作成・公表してきたことは前述したとおりである。理工学部は2006年3月に独自に外部評価を実施した。このように、各部署で積極的に社会的評価を受審することも重要である。また、専門分野別の認証評価へも準備が進められている。法科大学院は独立行政法人大学評価・学位授与機構へ専門職大学院グローバル・ビジネス研究科は財団法人大学基準協会にそれぞれ申請を行う。

イ 問 題 点

大学に対して、近年メディア・雑誌などで多くの評価が具体的に行われ、学長室をはじめとする大学の各部署、また各学部・研究科など検証を行っているが、それらを総合的に自己点検・評価プロセスに結び付けて検証するシステムは導入されていない。

(2) 問題に対する改善方策

メディア・雑誌などによる評価を総合的に自己点検・評価プロセスに結び付けて検証するシステムを開発する必要がある。

2. 自大学の特色や「活力」の検証状況

(1) 現 状

ア 現 状

本学は、都市型大学として教育・研究活動を中心に社会貢献活動等様々な活動を展開している。本学独自の特色ある組織として大学博物館（刑事・商品・考古学）をはじめ、国際交流センター、心理臨床センター、大学史資料センター、知的資産センター及び社会連携促進知材本部、リバティ・アカデミー等が設置され、それぞれ活発な教育研究活動を展開している。また、独自に地域連携、人権教育・キャンパス・ハラスメント防止、環境保全活動、個人情報保護、国家試験対策、スポーツ振興、大学広報、校友会・父母会活動等に取り組み、本学に対する高い社会的評価の一翼を担っている。

各種GPなど個々の取組みにおいて、評価する体制があり、それぞれの活動を評価している。

これらの特色ある活動のいくつかについては、「本学独自の特色ある点検・評価」として自己点検・評価を実施し、検証した。

イ 問 題 点

大学規準協会の評価項目にしばられて、大学の特色ある活動が記述しにくい面がある。評価委員会の報告書にもあるように、ステークホルダーにわかりやすく提示する必要がある。

各種GPなど各種の取組みにおける独自の評価委員会の活動については、全学の自己点検のプロセスと直接連動がなされていない。

(2) 問題点に対する改善方策

本学の教育・研究をステークホルダーにわかりやすく提示できる方法を検討する。特に報告書の形態をわかりやすいものにするをを図る。また、各種GPなど各種の取組みにおける独自の評価委員会の活動についても、全学の自己点検のプロセスと何らかの連関を持たせる必要がある。

4 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

1. 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

(1) 現 状

ア 現 状

2007年度の大学評価において、「大学基準に適合している」という「認証評価結果」を得た。その際、勧告事項は無かったが、12件の助言が付された。

これらの指摘については、3年後の2011年7月末に「改善報告書」を提出することになるが、2008年度から改善を進めるよう、全学的に周知し、取組みを開始した。

2009年度の『教育・研究に関する年度計画書』の作成においては、作成にあたり「2007年度の自己点検・評価を充分踏まえること」という注意に加え、「2007年度の大学基準協会からの認証評価結果を充分に踏まえること」という注意を共通事項に追加して依頼を行った。また、2007年度の『自己点検・評価報告書』作成においては、「2007（平成19）年度の大学基準協会による大学評価（機関別認証評価）において指摘を受けた助言について改善を行うこととする。」ことを基本方針に加え、評価全般において指摘された事項と助言事項に分けて、次のように対応を行うこととした。

① 指摘事項全般について

基準協会による大学評価（認証評価）結果に付された指摘内容については、関連する項目においてその対策に関する記述を行う。また、その該当箇所に下線をつけ、明示する。

② 「助言」として指摘を受けた事項について（「助言への対応報告書」）

助言として指摘された事項については、大学基準協会より改善報告書の提出が求められていることから、報告書とは別に「助言への対応報告書」として作成する。なお、「助言への対応報告書」は「自己点検・評価作成の手引き」で示すフォーマットにより作成し、記述内容については、報告書内の記述と重複しても可とする。

イ 問 題 点

助言とし示された次の事項は、短期的（3年程度）には解決できないため、各学部における採用計画や改善の財源等も含め、十分な検討が必要である。

○教員組織における年齢構成のバランス

○施設設備における建物のバリアフリー化

(2) 問題点に対する改善方策

教員組織については、各学部における人事とも関連するため、各学部において検討を進めるとともに教務部委員会等においても各学部における人材育成目標の達成に必要な人材を獲得しつつ、年齢構成が適正となる方法について検討を行う。

建物のバリアフリー化については、建物改修計画との調整を図りつつ、順次改善を行っていく。

2. 大学基準協会からの助言及び勧告などに対する対応

(1) 現 状

ア 現 状

本学は、1997年度に大学基準協会相互評価認定通知を受けた際、問題点の指摘に関

わる助言として8項目、勧告として2項目の改善報告を求められた。これを受けて、本学は改善策を推進し、2001年7月に「改善報告書」を提出するとともに、当該年度に作成した「自己点検・評価報告書」にも掲載した。

この改善報告書に対し、2002年3月、「講義室、演習室等の学生1人あたりの面積については、駿河台地区や生田地区において改善されているものの、和泉地区ではより狭あいになっている。講義室・演習室の設備を充実するとともに、教室使用率からみると不足はないとの報告がなされていたが、校舎建築に関する規制緩和が進んできており、今後の改善に向けた努力が期待される。」との概評を受け、「講義室・演習室・学生用自習室の学生1人あたりの面積が依然として狭あいであるので、改善されたい。」との検討結果通知を受けた。

本学は、これを真摯に受け止め、施設・設備のより一層の改善・充実を図ってきた。以下に2002年度以降の改善状況を、第14章表1「講義室・演習室・自習室の面積の推移(2001年度～2006年度)」に基づき、駿河台地区、和泉地区及び生田地区ごとに記述する。

① 駿河台地区の講義室、演習室について

講義室・演習室及び自習室の合計面積は、第14章表1のとおり2003年度に若干の改善を図ったが、大きくは変わらず、在籍学生数の増によって1人あたり面積は減少した。しかし、2001年7月に提出した改善報告書において報告したとおり、駿河台B地区再開発計画に伴うアカデミーコモンが2003年12月に竣工し、2004年度から使用を開始したことにより、合計面積は2000年度の16,042㎡から2004年度は20,119㎡へと大幅に増加した。アカデミーコモンは、創立120周年記念事業の集大成として生涯教育や産学連携、専門職大学院等に対応するため、2000年度から建設計画を推進したものである。また、2005年度には14号館の改修等により、さらなる改善を図っている。

この結果、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点と比較して、2006年度現在の状況は、講義室、演習室及び自習室の合計面積に対する在籍学生数1人当たりの面積は、1.37㎡から1.78㎡となり、大学基準協会の基準である1.5㎡を上回るようになった。

② 和泉地区の講義室、演習室について

講義室、演習室及び自習室の合計面積は、第14章表1のとおり2001年度に若干の改善を図ったが、駿河台地区と同様、大きくは変わらず、2003年度までは在籍学生数の減によって1人あたりの面積が増加したにすぎなかった。しかし、2004年4月の情報コミュニケーション学部開設等に伴い、和泉地区での教育をより一層充実・発展させることを目的として2002年度から和泉新教育棟建設計画を推進した。

この和泉新教育棟は、和泉メディア棟として2005年3月に竣工し、2005年度から使用を開始したことにより、合計面積は2000年度の12,487㎡から2005年度は22,415㎡へと大幅に増加した。和泉メディア棟は、最先端のマルチメディア機器を利用した教育、小教室を中心としたコミュニケーション型教育、情報設備と視聴覚設備を統合した自学自習システムなど高度情報化に対応した教育の実現を図るものである。

この結果、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点と比較して、2006

全学報告書

年度現在の状況は、講義室、演習室及び自習室の合計面積に対する在籍学生数1人当たりの面積は、1.26 m²から2.08 m²となり、大学基準協会の基準である1.5 m²を上回るようになった。

③ 生田地区の講義室、演習室について

講義室、演習室及び自習室の合計面積は、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点で在籍学生数1人当たりの面積は、大学基準協会の基準である1.5 m²を上回っていた。しかし、かねてから耐震補強工事が検討されていた理工学部3号館の代替施設として、2001年度から1号館を授業の支障のないよう配慮しながら順次立て替えていく建替え計画を推進した。この新築工事によって、2002年8月にI期工事を終了して後期から使用開始、2004年3月に生田第二校舎A館として竣工したことにより、合計面積は2000年度の12,248 m²から2003年度は17,456 m²へと増加した。生田第二校舎A館は、研究施設を最大限に活用し、大学院重点化という新しい時代の要請に応える新拠点であり、また、単に教室、実験室だけでなく、研究者と学生のコミュニケーションの場としての空間も確保されている。

この結果、改善報告書検討結果通知を受けた2001年度時点において、講義室、演習室及び自習室の合計面積に対する在籍学生数1人当たりの面積は1.53 m²であったが、2003年度は2.29 m²とさらに改善された。なお、2005年度に理工学部、農学部校舎の改修工事等を行ったため、2006年度現在、合計面積は16,270 m²に減少したが、在籍学生数1人当たりの面積は、2.27 m²となっている。

④ まとめ

このように、本学は、教育・研究の一層の充実を図るため、最新の情報機器と空調設備を備えた講義室等の建設計画を進め、施設・設備面の改善を図ってきた。この結果、2001年度時点で講義室、演習室及び自習室の合計面積の学生1人あたり面積が大学基準協会の基準である1.5 m²を越えていたのは生田地区のみであったが、駿河台地区、和泉地区においても1.5 m²を達成した。しかし、講義室、演習室及び自習室それぞれについて1.5 m²を越えているのは、和泉地区の講義室のみである。今後とも、講義室・演習室等の設備・環境等勉学条件の更なる改善を進め、内容の充実を図って行くことが本学の変わらない施策である。

第14章 表1 講義室・演習室・自習室の面積の推移(2001年度～2006年度)

2006年5月1日現在

| 地区 | 面 積 | 年 度 | | | | | |
|-----|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 |
| 駿河台 | 在籍学生数 | 11,740 | 12,124 | 12,769 | 12,102 | 11,163 | 11,858 |
| | 講義室・演習室・自習室の合計面積(m ²) | 16,042 | 16,042 | 16,531 | 20,119 | 21,089 | 21,089 |
| | 合計面積(m ²) / 在籍学生数 | 1.37 | 1.32 | 1.29 | 1.66 | 1.89 | 1.78 |
| 和泉 | 在籍学生数 | 10,437 | 9,802 | 8,830 | 9,564 | 10,647 | 10,758 |
| | 講義室・演習室・自習室の合計面積(m ²) | 12,814 | 12,814 | 12,814 | 12,814 | 22,415 | 22,415 |

全学報告書

| | | | | | | | |
|--------|---------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 合計面積(m ²) / 在籍学生数 | 1.23 | 1.31 | 1.45 | 1.34 | 2.11 | 2.08 |
| 生 田 | 在籍学生数 | 7,893 | 7,818 | 7,632 | 7,523 | 7,220 | 7,178 |
| | 講義室・演習室・自習室の 合計面積(m ²) | 12,248 | 12,248 | 17,456 | 17,456 | 16,270 | 16,270 |
| | 合計面積(m ²) / 在籍学生数 | 1.55 | 1.57 | 2.29 | 2.32 | 2.25 | 2.27 |

注1. 在籍学生数は、当該年度5月1日現在の一部各学部、大学院及び短期大学(2005年度まで在籍)の合計在籍学生数。

2. 総面積は、当該年度末現在の数値(但し、2006年度は2005年度末現在)。

3. 各総面積(m²) / 在籍学生数は、(各室総面積 ÷ 在籍学生数)で算出した学生1人当りの面積。小数点第2位未満は四捨五入。